

# 宅などへの補助制度

## 7 浄化槽設置整備

### 新規設置

対象 自ら合併浄化槽を設置する住宅など

補助金額 5人槽=12万3000円 7人槽=15万9000円 10人槽=21万1000円

### 転換設置(①エコ補助金または②宅内配管補助金)

補助金額 5人槽=34万6000円 7人槽=41万8000円 10人槽=52万3000円

上記の金額に①または②を加算

#### ①エコ補助金

対象 建て替えなどでくみ取りや単独浄化槽を適正に処分して合併浄化槽に転換

※浄化槽エコ補助金(10万円)が加算されます。

#### ②宅内配管補助金

対象 既存住宅で単独浄化槽を適正に処分して合併浄化槽に転換

※宅内配管工事について最大30万円が加算されます。

### 公共下水道事業計画区域内の設置

補助金額 5人槽=8万2000円 7人槽=10万6000円 10人槽=14万1000円

※合併浄化槽から合併浄化槽の入れ替えで過去10年間に補助を受けている場合は、原則補助が受けられません。

※予算が無くなり次第終了します。



下水道課(8階) ☎0276-47-1921

## 8 住宅リフォーム支援

詳しくは住宅リフォーム支援事業パンフレット(まちづくり推進課、各行政センター、東・西サービスセンター、市HPで配布)をご覧ください。

対象 申請者が所有し2年以上(平成31年3月31日以前から)継続して居住する市内にある登記済の住宅(23年3月31日以前に建設)を登録業者を使って、期限までに完了報告書の提出ができる人

※平成23年度～令和2年度のリフォーム支援事業の利用者は対象外です。

※登録業者は市内に本店を有する法人や事業所を置く個人です。5月17日(月)から同課や市HPで公表します。

補助率 着工前に申請して認定された10万円以上の補助対象額の30%

※補助対象額は工事費用のうち補助対象と認められた額です。

補助金額(太田市金券) 20万円以内

申し込み 6月14日(月)～9月30日(休)に登録業者が同課へ申請

※申請書などは5月17日(月)から登録業者や同課で配布します。

※予算が無くなり次第終了します。

まちづくり推進課(住宅リフォーム専用)(7階) ☎0276-47-1955

## 9 空き家などの除却

対象 市内にある個人所有の建築物で、おおむね1年以上居住その他の使用がない戸建て住宅・長屋

※公共事業の補償対象やその他の補助金の交付を受けている場合は対象外です。

補助金額 2分の1以内(50万円以内)

申し込み 4月12日(月)～9月30日(休)に直接、まちづくり推進課へ

※予算が無くなり次第終了します。

まちづくり推進課(7階) ☎0276-47-1843

6・8・9番は共通窓口(7階)で  
随時相談を受け付けています。



## 10 介護保険住宅改修費

対象 要介護(要支援)認定を受けた(介護保険料の滞納がない)人の住所地で行う改修

対象工事 手すりの取り付け、段差解消、引き戸や洋式便器などへの交換

※古くなった・壊れたなどでの改修は対象外です。

給付額 20万円以内

※対象者の前年の所得により7～9割を給付します。

※すでに限度額分の給付を受けている人は対象外です。

申し込み 事前に担当ケアマネージャーなどに相談し、申請書に必要書類を添えて、介護サービス課へ

介護サービス課(1階) ☎0276-47-1939

## 11 身体障がい者(児)住宅改修

申し込み 申請書に必要書類を添えて障がい福祉課(市役所1階)へ

対象工事 令和4年3月31日までに完了できるもの(新築・増築を除く)

### 重度身体障がい者(児)住宅改修費

対象 1・2級の四肢・下肢・体幹機能障がい・下肢と体幹の重複障がいまたは1級の視覚障がいの身体障害者手帳を持つ人(障がいの等級は個別判定)

対象工事 浴室、便所、玄関、台所などの障がい者に適する改造

補助率 改造費用の6分の5以内

補助金額 50万円以内(1人1回まで)

### 居宅生活動作補助用具給付(住宅改修)

対象 1～3級の下肢・体幹機能・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの身体障害者手帳を持つ人

※介護保険対象者は介護の制度が優先です。

対象工事 手すりの取り付けや床段差の解消、滑り防止・移動円滑化のための床材の変更、洋式便器への交換など(新築、増築は対象外)

※特殊便器への交換は上肢障がい2級以上や療育手帳重度または最重度で、排便後の処理が困難な人が対象です。

補助金額 20万円以内(1人1回まで)

※所得により1割の自己負担があります。

障がい福祉課(1階) ☎0276-47-1929